

# 憲法と原子力

小林 直樹  
東京大学教授

## 一 憲法問題としての原子力

### エネルギー危機の重圧と原子力

核の開発に代表される二〇世紀の技術の進歩は、人々に高度の消費生活を享受させた。同時に、しかし、この消費生活の亢進と人口の爆発的な増加は、エネルギー問題という重いツケを人類につきつけるに至った。石油のうえに浮ぶ、といわれた二〇世紀文明は、その爛熟期の消費のなかに、かの石油ショックを通じて、近い将来に訪れるデッドロックに直面させられることになった。広い意味でのエネルギー問題は、二世紀も前のマールサスの『人口論』で指摘されていたけれども、生活を支える熱エネルギーの渦渴が深刻な形で現われたのは、つい先頃のことである。それにもしても、ローマ・クラブの次のような分析と警告は、人類が「資源のかべ」に不可避的にぶつかり

始めていることを示した。

一九〇〇年から二一〇〇年にかけて、人口・食糧・工業生産・天然資源・汚辱等の世界モデルを「標準的」に——つまり社会＝経済的諸関係に大きな変化がないと仮定して——画けば、一九七〇年あたり以後から、人口・生産の増加に伴い、天然資源は「劇的に下降する」。すなわち、旧来の行動様式を続ける限り、「この計算では、破局は再生不能の資源の枯渇によつて生ずる」。この資源危機

とところで、エネルギー危機は、遠い将来を待たず、石油問題をきっかけにして、世界の（どくに先進諸国）の識者や指導者の重大な関心事となつた。世界エネルギー戦略選択機構（W A E S ——五ヶ国の学識経験者や産業界代表により結成）が、需給ギャップから生ずるエネルギー危機の到来を一九八五年頃と予測したのも、問題の緊急性を示した一例である。カーター大統領の米国民に対する省エネルギーの呼びかけは、資源大国においてさえも、代替エネルギー政策を急速に推進する必要を明示した。資源小国

のくせに大量の消費をつづける日本で、問題がはるかに深刻なことはいうまでもない。国民の危機意識はこれまでのところ甚だ稀薄ではあるが、事態の重大さは、政・財・学などの種々のレヴェルで明らかにされてきたとおりである。一例として、通産大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会が出した七七年八月の報告は、八五年度のエネルギー需要量を石油換算で六億六〇〇〇万㎘（キロリットル）と想定した。その計算によれば、これまでの一〇年間のエネルギーの安定供給に必要とされる資金の総額は、八八兆円という天文学的数字になると予想された。この巨額な資金の調達も大変だが、それにもましてさらに来るべき石油不足の時代に対応していくためには、長期にわたる本格的な総合計画が樹立され、国民の同意を得て強力に推進されなければならぬ。これが非常な難事業であることは、若干の基本系数を見ただけ

でも明らかである。

右のような総合計画には、一方で徹底した省エネルギー政策の実施と、他方では石油に代るエネルギーの確保や開発を計ることが必要である。エネルギー使用の合理化・効率化を目的とする省エネルギー法が作られたのは、前者の要請に対応するものであり、代替エネルギー確保のためのプロジェクトが種々行なわれだしたのは、後者に当るものである。さし当り、高い石油依存率を低下させるために、原子力がその中心たるエース格のエネルギーとして期待されたのは、決して不思議ではない。とくに石炭・天然ガス等の資源に乏しいわが国では、原子力は一時、次代の切り札、のようと考えられだし、今でもそう信じている人々は少なくないようである。——しかし、以下に見ていくように、原子力にはいくつかの重大な欠陥があり、それへの過剰な依存はきわめて危険だといわざるをえない。しかも原子力発電は、技術面のみならず、国の基本法の観点からも、十分に検討しておくべき問題を含んでいるのである。

#### 原子力問題の憲法的判断枠

憲法秩序の安定は、経済生活の安定に大きくかかっている。その意味で憲法は、国民の経済生活の基盤をなすエネルギー問題に無関係ではありえない。日本

国憲法は、直接エネルギー問題に何の言及もしてはいけないけれども、国民の幸福追求権や生存権と不可分であるエネルギーの安定供給は、政府の義務として予定しているといってよいであろう。ただ、事柄が原子力ということになると、そのように一般的な関係にとどまらなくなる。他のエネルギーとは違って原子力は、種々のレヴェルで安全性に対する格別の配慮を必要とする。何よりも、その危険性に対する十分な措置や技術的保障がなされないままに、原発等を推し進めることは許されない。さらにふつうの意味での安全性の確保のほか、唯一の核爆国としての立場から、原子力の平和利用への厳しい限定が、どこよりもつよく求められる。日本国憲法は、これらの何れの点についても、原子力政策への基本の判断枠組を与えていた。

(i) 憲法一三条は、国民の幸福追求権を国政の最も基本的な課題とすることによって、また同二五条は国民に「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する旨を示すことによって、原子力政策に大きな方向づけを与える。もっとも、両条の一般的規定から、エネルギー政策の方を具体的に指示する意味が、直接に引き出されるわけではない。一方で、国民生活に必需のエネルギーを確保し、その安定供給を行なう施策は、右の両条によつて憲法的に予定され、あるいは命じら

れさえもしていると解することができる。他方では、しかし、行政主体や、企業が右の名目で、国民（またはその一部としての地域住民）の生命＝身体の安全を脅かしたり、環境の汚染を引き起こすような措置をとることは、憲法の承認するところではないであろう。生活の利便と引き換えに、人々の生命・健康およびそれらを支える環境を損つことは、憲法一三条および二五条の趣旨に反するからである。とくに省エネルギー政策や原子力以外の代替エネルギーの確保の努力が可能である場合に、原発政策を優先させると、その背理は歴然となる。

(ii) 右の点にもまして、日本国憲法に独特の第九条の規定は、原子力政策に徹底した平和主義という枠組を課す。いわゆる非核三原則は、周知のとおり、この憲法の平和主義から出ており、これを堅持することは、今日ますます必要な度を増している。近時、防衛力の強化に対する政府・防衛廳関係の高姿勢がめだつている中で、「核兵器を保持することも違反ではない」という発言が堂々と行なわれるに至っている。こうした解釈がまたどうなものではないことは、公法学者では明瞭だととも、財界の要望がこれと結びついて、燃えかすとして副生される

うな原発は、完全な歯どめが保証されない限り、許さるべきではない。平和憲法を空洞化させる保守党政府の防衛論の下で、原子力政策がどういう危険な可能性を含んでいるか、厳しい国民的監視が必要になっているといえよう。

(iii) 右の点をも含めて、原子力政策には何らかの人民的コントロールの体系が考へられなければならない。原子力の安全性について、政府や電力会社は、国民の同意を得るために一方的なキャンペーンを行なつてきたが、その反面で「危険」の可能性に関するデータをひた隠しにしてきた気味がある。この問題に関して、主権者たる国民には十分に「知る権利」が保障され、さらには政策の決定と実現の過程に何らかの仕方で「参加」する権利が認められるべきであろう。行政や企業の秘密主義のヴェールに隠されたままではあまりにも危険な問題が多いのである。原発の「危険」の中には、いわゆる核ジャックの恐れもあり、それを防ぐという理由で、人民のアクセスを許さない防護システムがとられる傾向にあると思われるが、それだけに、いつそ、主権規定（憲法一條）や「知る権利」（同二二条関係）にふさわしい方法が望まれるといえよう。

——エネルギー問題の解決には、長期の総合的計画とそれにふさわしいフィロソフィーが必要である。とりわけ原子力

の扱いについては、各般の慎重な配慮とそのためのしつかりした基本方針が確立されていくべきではない。憲法はそのすべてにわたる指示を与えるものではないけれども、上記の二点において最も基本的な思考の枠組を示しているといえよう。以下それらの原理的な問題点について、若干の考察を試みておくこととする。

(1) D.H. Meadows, et al, *The Limits to Growth*, 1972 (signet book), p.131f.

b.133f. 大来佐武郎監訳『成長の限界』七  
11年、a.107頁、b.109頁参照。

(2) 同種の予想は、米中央情報局によつてもなされているといわれるが、これに対し、世界最大の国際石油資本として知られるエクソンの「世界の長期エネルギー展望」(七年版)は、節約と開発を進めねば、一九九〇年頃までに深刻な危機が発生するとは考えにくいとしている。もつとも、仮りにこの計算の方が正しいとしても、長期的にみて、世界のエネルギー需要がひつ迫している事実に変わりはなく、危機の到来はほんの少し先に延ばされるにすぎないだろう。

(3) 七年四月一八日のカーター大統領の炉辺談話は、「節約か破滅か」の選択を国民に提示し、「われわれの生涯においてわが国が直面する最大の挑戦」に対処するため、米国民の「ヴィジョン、献身、勇気、共通的の自覚」が必要だとするものであった (cf. "The Energy War", Time, May 2, '77)。彼の提案したエネルギー需要の抑制その他の節約の要求は、米国民には不評判であつたし、その実効性について種々の批判はあつたけれども、識者の広い

賛意を得るものであった。

(4) 同種の政府解説は、六五年一二月三日(高辻法制局長官答弁)以来のこととて、近時的新見解ではないが、周知のとおり最近の防衛関係の議論には、歯止めのない軍備拡大への意向があるように惧れられる。

## II 安全性の原理と環境

### 生命及び環境問題としての原子力

将来のエネルギーの本命と目される核融合を別にすれば、今日の原子力発電の方式は、——我が国で運転されている軽水炉のほか種々あるにしても要するに——核分裂物質を〈燃料〉としてその熱を利用するものである。この核〈燃料〉じたいの特性のゆえに、原発は以下のようないくつかの危険性をいわば不可避免のかえており、それらに対する十分な防止策なしには、有用性よりも禍害の方がずっと大きくなる惧れがある。——(i)危険の第一はいうまでもなく、原子炉や付属装置の故障その他の事故による放射性毒物の流出である。(ii)第二に、平常運転時において生じうる危険として、放射線や冷却用水などによる周辺環境の汚染がある。(iii)とくに放射能をもつ廃棄物の処理・処分に伴う汚染の恐れは大きい。(iv)核燃料再処理過程から生ずるプルトニウムが、核兵器に転用される可能性は別な

意味において重大な意味をもつてゐる。

(v)いわゆる核ジャックや核持出し等の危険性も、これから先ますます軽視できなものとなろう。

右のうち(i)(ii)(iv)は、主として施設や廃棄物等に関する技術的な性格の問題であるのに対して、(v)のカテゴリーの危険性は、むしろ制度および政治・社会的性質のそれである。この後者は後まわしにして、差し当たりここで取り組まなければならぬのは、前のカテゴリーの問題である。これについては、安全性への技術的な保証がなく、むしろ憂慮されるべきデータや難問が続出しているだけに、十分な科学的検討と民主的討論をつくす必要がある。この二つの要件に欠けたまま、安易に原発政策を推進するならば、現にわが国のみならず米・独等の原発先進諸国に起きているような強い反対運動を惹き起こし、それじたい重大な対立や紛争を生み出す原因になろう。「成田」の事例が示したように、住民のコンセンサスを得ない政策の強行は、長期にわたる紛争のために、悪くすると巨費を投じて得られる成果よりも、種々の社会的損失の方がはるかに大きいというマイナスの結果を招くことになる。のみならず、原発の場合は、不測の事故が取り返しのつかない災害を生ずる危険を含んでいたために、右のような政策の賢明さや合理性

に關わる憲法的問題にもなるといわなければならない。

さし当り、上記の(i)(ii)に限つても、人間の健康・生命・環境に對して原発がもたらす危険は、まだ十分に解明されではないが、従来のデータから推定されるだけでも恐怖すべきものがある。一方ではむろん、「原発の重大な事故発生の確率は極度に低い」とい、平常運転時の放射能洩れは〈許容しうる危険〉にとどまる、といった、原発推進側の主張がないが、從来のデータから推定されるだけでも恐怖すべきものがある。一方ではむろん、「原発の重大な事故発生の確率は極度に低い」とい、平常運転時の放射能洩れは〈許容しうる危険〉にとどまる、といった、原発推進側の主張がある。例えば有名なラスマッセン報告(七五年)によれば、百万キロワットの原発一基につき、死者三三〇〇人、財産損害一〇〇億ドルという「最大仮想事故」の発生率は、一〇億年に一度であり、死者一人・損害百万ドル以下の炉心事故でも、二万年に一度だと推計され、原発の安全度はきわめて高いとされた。わが国の行政・企業および原発推進派の学者たちも、異口同音に、「原子炉には幾重にも安全装置が施されているから安全である」と宣伝し、また「厳重な規制と管理を実施するなど、他の産業にみられないよう注意深い配慮のもとに、その対策に万全を期してきた」(七一年「原子力开发利用長期計画」と強調する。確かにこれまでのところ、かなり多くの事故が生じ原子炉を停止した例がみられるが、「周辺公衆」に禍害を及ぼしたものではない。しかし、一〇年少しばか

りの経験（事故百余数）で、安全率をそ  
う高く見積ってよいものだろうか。

原発に対する賛否両論の諸説やそれそれ引くデータを詳しく読み比べてみると、政府・企業側の説く「安全」性の主張は、盲信するにはあまりにも危険な神話だとしか思われない。(1)第一に、従業

事故は、起こりうべき事故の重大さを示す典型的な一例といえよう。この種の事故が大規模化したとき、多数の住民の生命と生活が深刻な脅威にさらされることは明らかであり、そうした事態への万全の備えがあるとは思えない状態は、原発への不安を増すばかりである。

いわが国の原発政策で最も恐れられるのは、地震による不測の事故である。もともと「世界最大の地震国」といわれる日本で、「原発を地震発生のおそれのない場所に建設することは、事实上不可能に近い」。その故に地震による被害が「かえつて等閑視され」たのか、一部専門家の警告にもかかわらず、「地震多發

で最も大きな問題の一つは、使用済み核燃料の処理にある。その廃棄にも再処理にも、種々の危険が伴うことは、よく知られているとおりである。半減期の長い核廃棄物の最終処理は、世界中の原発先進国の頭痛の種であるが、国土が狭く人口稠密なわが国ではとくに大きな困難を課するだろう。将来の原発の本命とされる高速増殖炉になると、高レベルの廃棄物の量の増大とともに、環境汚染の危険も格段と大きくなると推定される。その安全処理の技術の確立もみないままに、原発政策をひたすらに推進することは、考えるだに恐しい盲目的選択という外なるであろう。

## 「安全」に関する科学と哲学

いる<sup>(5)</sup>。地質学者が指摘する、劣悪な地盤<sup>(6)</sup>の上に建てられた原発は、——むろん一応は耐震設計はなされているのだろうが——予想以上の大型地震に見舞われた場合、大事故を引き起こす心配がある。原子炉の破壊や冷却装置の故障などによって、住民が重大な第二次被害を蒙る惧れは、十分に考えられておかなければならぬ。先に引いたラスムツセン報告などは、地震についての配慮を欠いており、「地震国日本ではあまり当てにならない」といえよう。いずれにしても、わが国の地質学的条件が原発の危険性を著しく高めていることに、格別の配慮が必要である。(2)環境汚染の危険という点

「安全」に関する科学と哲学

うえに述べたほか、原発の平常運転下で生ずる環境問題として、温排水の影響も軽視できない。わが国の原発はいざれも、タービンを回した蒸気の冷却に海水を用いるため海岸線に展開しているが、多量の温排水による海の生態系に及ぼす影響は、原発政策のうえでほとんど無視されていよいよ見える。実際のこところ「今日の科学水準では、温排水の拡散を測定さえ十分できない段階であり、海産生物の食物連鎖への影響や、霧の発生を含む局地気象への影響などについても、データが極端に不足している」といわれる状態にある。温排水問題に限らず、原発

関係におけるこうした科学的データの不足は、事柄の性質上、安全のための慎重さの原理——、開発を急ぐよりも科学的な安全審査を徹底的に行なうべきだ、という原則——を必要とするはずである。ところが現実には、「確かな証拠がないことを（影響がない）ことにすりかえてきた歴史が、公害を際限なく進行させてきた」という負の実績が忘れられ、「（証拠がないから）温排水に問題はない」と片付けられるがちである。これは、安全性に対する科学の精神を欠くにとどまらず、憲法の人間尊重の原理を忘却した政策の表われといふべきであろう。

ところで、右のような問題をも含めて、環境汚染を恐れる住民（わが国ではとくに漁民）の不安から、原発推進政策は至るところで激しい抵抗運動に直面させられてきた。上記の危険性に対する十分な安全保障がない限り、それも当然であろう。わが国のみならず、アメリカやドイツ等の先進諸国で、原子力政策がこの点で大きな障壁にぶつかっているのも、自然の成行きだといってよい。こうした住民の抵抗およびそこから生ずる紛争は、前にも述べたとおり、科学的な安全感査の徹底と民主的な話し合いという大前提をふまえて着実に解決を計る以外に途はないであろう。ところが、わが国は、政府と電力会社には、ともすれば金と力によつて批判や抵抗を押し切ろうとする

傾向がつよくみられる。そうした姿勢の底には、(i)近い将来のエネルギー需要に応ずるためにも、原発は絶対に必要であり、(ii)この公共的要請を充すうえで、「安全性の確保」や「環境保全」に留意すべきではあるが、一定基準以下のリスクは許容される、という考え方があると思われる。政府(及び原子力委員会)の側に、安全性や環境への配慮が欠けていふことは、むろんいえないだう。しかし、それへの不安や憂慮があつても、敢て抵抗を押し切つて原発政策を推し進めてきた事例がきわめて多いことは、結局のところ安全性や環境よりも経済の要求を優位に置く発想を、如実に示していたといえようである。まさにこの点に政府の原子力政策のフィロソフィーがあるとすれば、それには根本的な再検討が必要だと思われる。

右のような経済優先の思想は、上記のほか個々の原子力行政にも見られる(後述)し、もっと全般的に原発の熱心な推進が高度成長期と重なり合い、とくに田中内閣当時の「列島改造論」と深く関わっていたこととも一致する。この社会的背景を念頭に置くと、安全性への不安を残したものに分かってきしが、前に引用した七二年の「開発利用計画」を見ても、原子力委員会は、経済上の電力需要を不可避の前提として受けとり、'九〇年度に

傾向がつよくみられる。そうした姿勢の底には、(i)近い将来のエネルギー需要に応ずるためにも、原発は絶対に必要であり、(ii)この公共的要請を充すうえで、「安全性の確保」や「環境保全」に留意すべきではあるが、一定基準以下のリスクは許容される、という考え方があると思われる。政府(及び原子力委員会)の側に、安全性や環境への配慮が欠けていふことは、むろんいえないだう。しかし、それへの不安や憂慮があつても、敢て抵抗を押し切つて原発政策を推し進めてきた事例がきわめて多いことは、結局のところ安全性や環境よりも経済の要求を優位に置く発想を、如実に示していたといえようである。まさにこの点に政府の原子力政策のフィロソフィーがあるとすれば、それには根本的な再検討が必要だと思われる。

軽く見て、適切な処置を誤り、のちになつてその深刻さが明らかになるという仕事であつた。しかも、同炉はさらに、燃料棒の事故を起こしたが、これに類する燃料棒の破損は、東電福島原発一号炉でも発見される（七三年）など、軽水炉の安全性に対する疑惑は大きくなる一方であつた。

（5）生越忠「地盤問題と川内原発」技術と人間編集部編『原子力発電の危険性』七六年、一六頁。その事例として、新潟県の柏崎、福井県の高浜、島根県の島根、愛媛県の伊方、鹿児島県の川内、等があげられている。

（6）朝日新聞経済部『新エネルギー事情』七八年、一七四頁、星野芳郎の指摘。「地震と原子力の恐怖」については、オルソン、上掲訳、九頁以下参照。カリフォルニアの地震多発地帯に原発を建設する計画に対し、「多くの人々は、発電所が建設されれば地震がきっかけになって、破滅的な放射能放出がおこるにちがいないと信じ」、反対運動が大きくなり始めた（同一〇頁）と報じられている。

（7）核廃棄物は、どのみち不可避の危険を伴う重大問題だが、ここでは詳しくは立ち入らない。手近なものとして、中島篤之助『現代と原子力』七六年、七八一一五頁の参考をすめる。

（8）三宅・中島共編、前掲、一三四頁。もとも、そう述べた安斎育郎は、「復水系に取水される海水中のプランクトンなどは、復水器のパイプを冷却しながら通過するときに力学的ショックと熱ショックを受ける」と同時に、種々の「化学ショックを次々と受け、更に放射能の環境の中に置かれるという、きわめて多くの因子の複合的

な作用を受ける」（一三二頁以下）ほか、莫大な量の排水による影響の多大さを指摘している。

（9）大野淳「温排水とその海洋生物に及ぼす影響」、前掲『原子力発電の危険性』一六九頁。ちなみに、この論文は、東京水産大学の研究者グループの温排水の検討によって、「害を及ぼす可能性が強い」という結論に達したことを、実証的に報告している。

（10）同第二章。「今後、国民生活水準の向上に伴い、ますます増大する電力需要に対処するため、原子力発電に対する期待はきわめて大きく、昭和六〇年度には六〇〇〇万KW程度、昭和六五年度には一億KW程度を原子力発電でまかなうことが要請されている」（この観点から、昭和五五年度には三二〇〇万KWと見込む）という。こうした経済上の要請を、何の疑いもなく受けとり、その実現のために「積極的に所要の施策を講ずることが必要」だとして、安全性等の要請を無理にも「調和」させようとするところに、根本の問題があつたというべきではないか。本「計画」立案の頃、環境保全に関する方針や研究さえ立っていないかったことは、同章で「環境保全の指針、環境放射能の監視体制、環境保全に必要な調査研究のすめ方等について、今後具体的に検討していくものとする」（傍点筆者）、と述べていることからも明らかである。安斎の科学も整えずに、いわば見切り発車をさせた原発計画が、経済優先の哲学に傾斜していたことは、こうした点にもうかがえよう。

（11）伊方訴訟における被告（国）側証人の証言参照。ここでは、内田秀雄（東大教授）の談話（朝日新聞、七八年四月二十四日）から引用した。これによれば、原子炉の「安全」は、「危険が絶対的にゼロであるかないか」という問題ではなくて、「得られる利益と、考えられる危険性との調和の上に立った相対的安全」という見地に基づく。その点は、自動車や新幹線や航空機の場合と同じだ、というのである。果たして、そういうえるかどうか。原発の場合の危険性は、質的に量的にも交通機関とは比較にならず、しかも安全確認の方法さえ十分に確立しているとはいえない以上、右のような「工学的」（？）安全の概念は、安易に用いられては困るとおもう。

### 三 平和主義の原理と「核」

#### 核の脅威との対決

第三の火といわれる原子力は、人類に新しい歴史的局面を開いた。しかも全く対極的な、二重の意味において——。一方で原子力は、可能性としては無限に新しいエネルギーを供給しうるものとして、人類の未来に豊かな展望を与えた。他方では正反対に、武器としての「核」の利用は、人類を絶滅の危険にさらすことになつた。先に見てきたとおり、原子力は平和利用においてさえも、人間の生命や健康を脅かす危険な性格をもつていて。まして況んや、大量殺戮の兵器として用いられる場合、それがどんなに凄じい破壊力をもつかは、誰にでも容易に想像できるだろう。とくにわれわれは、核時代

の幕開けと同時に、広島・長崎の残忍な「実験」でそれを身を以て体験させられたところである。その広島型原爆などは今日の軍事レベルでは、時代遅れのオモチャのようなものにすぎず、両陣営が保有する各種核兵器の総量は、広島型原爆に換算すれば優に一三〇万発分にもなっているといわれる。すでに六〇年初頭の段階で、米ソ両国はオーバー・キルの核兵器を蓄積したのに、その後も——一方で二次にわたるSALT（戦略兵器制限交渉）交渉を行ないながら——質・量両面での強化をつづけ、競争は熾むどころを知らない状態にある。日進月歩の兵器文化の進行は、現代のダモクレスの剣をますます巨大にし、人類はその下で絶えざる不安にさらされ続ける運命にある。相互に過剰殺戮の能力を持つことによって、「核」は「使えない兵器」になつたといわれ、いわゆる「核手づまり」の状況の下で、安易な楽観論さえ生れてきた。日米安保条約を柱とするわが国の防衛政策も、核戦争は生じないという大前提の下で樹てられている。核抑止に対するそのような信仰は、しかし、現実に生じうるカタストローフを正しく認識しないために、却つて危険な淵にわれわれを導いていく惧れがある。核兵器があるから大戦争が回避されているのだ」とい

う、「世界的にひろく、そして安易に受け入れられている」見解には、幾つかの重大な盲点がある。何よりもそういう論者は、第一に核兵器の存在が管理されてもおらず、静止してもおらず、軍拡競争の渦巻として存在していることを無視している。<sup>(3)</sup>さらに兵器競争が、両陣営の政治家・軍人・国民等の心理と複雑に絡みあって、その過程で「均衡」を失わしめる可能性を絶えず孕んでいることも、度外視されやすい。かつて A B M 約やシェルターが問題になったとき指摘されたように、一方での核兵器増強と他方生き残れる、という誤想や、先制攻撃によって、いま敵を叩かなければ危い、といった妄信が、狂気の戦争に導く惧れは、大きくなると考えた方がいいだろう。

核戦争の可能性は、右のほか核拡散の進行とともに高まらざるをえない。両超大国のみならず、英・仏・中・印などに続いて、核保有に踏み切ろうとする国々がふえるほど、かねてから憂えられてきた偶発戦争や予防戦争の起きる確率も多くの国々は多くなる一方である。憲法九条を持ち、「核」に対する国民の拒絶反応がつよい我が国でさえ、その有力な候補者とされている状況は、大いに問題だと

核兵器の絶滅と原子力の平和利用

核兵器が人類を亡ぼす前に、人類は核兵器を絶滅しなければならない。——このことは、かつての東西の政治家リーダーたちにも、(少なくも原理的には)十分に理解されていたはずである。J・F・ケネディも、N・フルシチヨフも、異口同音に「核」の絶滅と平和共存の必要を説いていた。その頃から比べて、兵器が質量ともに飛躍的に進歩し、かつそ

いわなければならない。非核三原則をとる日本が、これまで核拡散防止条約に批准をせず、諸外国からも将来の核武装を予想されているようでは、お話をにならないのである。いま進行中の核の蓄積と拡散は、人類をのっぽきならない死滅の淵に急速に迫りつつある。こういう状況の中で、熱核戦争か、平和共存か、という選択の帰趨は、われわれが理性的である限り明らかである。この点については、「戦争絶滅」のために国家の制限を訴えたラッセル・AIN・シユタイン宣言(五五年)も、日本国憲法九条も、基本的に一致している。こうした理性的選択の初心に立ち戻ることが、今日ほど要求されている時代はない。

世界中の軍事支出は約四〇〇〇億ドル(S I P R I の推定によると、二一世紀初めには一兆ドルになると考えられる)に達するという、馬鹿げた状態である。この原因としては、人間という種類の動物の攻撃的本性を始め、種々の要因が考えられるが、当面では何よりも国家とう組織体の生活衝動と論理が問題になろう。それぞれの国家がその自己保存もしくは自己拡大の要求を達するために、「最適」の方法を力に求めるとき、「奇妙な狂気」が支配することになりやすい。破局に向かって奔走する現代国家の軍拡競争は、まさに「狂気」と呼ぶにふさわしい。その選択と実行が、どこの国でも「現実主義」の政策としてまり通りてゐるところに、現代全体の病理もしくは「狂気」化が見られるといえようか。

兵器文化の果てしない亢進が、地球を発火直前の爆弾に化しつつある今日、集團的な狂気に一刻も早く歯止めをかけ、この病理の克服をめざさなければならぬ。そのためには、諸民族の自律(自由)と平等を前提にした公正な資源分配のシステムを構想する必要があるけれども、さし当り人類共通の「敵」としての核兵器の廃絶が最も手近かな目標になる。核廃絶の運動は、核大国のみならず、核保有をめざす諸国の権力やナショナルズムの壁にぶつかるであろう。国の榮光や生存を追求するそれらのエモーションナルな力は、理性的な思考を容赦なく押しつぶすかもしれない。核保有国や準保有国のそうした動きを抑制するには、国境を超えた諸国民が共同して、核撃の声を高めるほかないであろう。そのための前提として、諸国民が、核の恐怖に対する十分な認識を持たなければならないし、これを知らせる運動の自由も拡げられねばならない。核戦争は実験が不可能であるから、人々は生きた想像力を働か

ある。核大国の国家理由——あるいは「現実主義」という名のエゴイズム——はこれに対して、恐らく頑強に抵抗し、自國の弱化を招くような「核」の放棄を(あるいは減少させも)きびしく拒むだろう。しかし、それらの大國にしても、カーター米大統領の核拡散防止政策にみられるように、これ以上の核の拡散を恐れる理由がある。カーターの原子力政策には、核大国がヘゲモニーを握りつけようとするエゴイズムが働いているにしても、拡散によって生ずる危険の拡大を防ぐ必要がある以上、理性的な意味が含まれているといつてもよい。この面を衝いて、過剰な「核」の危険を縮小させるプロセスに米ソを引き込むことが、人類絶滅からの脱路の第一歩となろう。

核兵器の絶滅と原子力の平和利用

核兵器が人類を亡ぼす前に、人類は核兵器を絶滅しなければならない。——このことは、かつての東西の政治家リーダーたちにも、(少なくも原理的には)十分に理解されていたはずである。J・F・ケネディも、N・フルシチヨフも、異口同音に「核」の絶滅と平和共存の必要を説いていた。その頃から比べて、兵器が質量ともに飛躍的に進歩し、かつそ

のシステムを構想する必要があるけれども、さし当り人類共通の「敵」としての核兵器の廃絶が最も手近かな目標になる。核廃棄をめざす運動は、近時わが国で積極的に展開され、国連の舞台でも大きなインパクトを与えたが、こうした運動の世界大の広まりが、是非とも必要であるから、人々は生きた想像力を働か

さねばならないが、この想像力を培う平和教育も不可欠である。こうした運動や教育の拡大は、容易な仕事ではないけれども、希望は十分にある。つい先頃（六月）、国連軍縮特別総会において、非同盟諸国が核保有国を相手どり、「核兵器の使用禁止」や、「(外國軍隊の)軍事基地撤去」等の提案を、統一見解として採択させたことは、右の運動の可能性を実証したものといえよう。こういう状況の中で、わが国が核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の、非核三原則をこれからも堅持して、そのうえで従来よりも厳しい反核政策を推進していくならば、世界平和に大きく寄与することができるはずである。そして何よりも憲法九条の理念は、このような平和への積極的姿勢を政府と国民に期待しているのである。

ところで、右の非核三原則を貫くうえで、わが国として特に問題とすべき点が二つある。一つは、日米安保によつてアメリカの「核の傘」の下に入っている日本で、本当に「持ち込ませず」の原則が行なわれているかどうか、という問題である。この点については、十分な確証はないにしても、日本政府が米軍の核持ち込みを暗黙のうちに見逃してきたのではないかという疑惑が、過去に何回も持たれただけに、日米安保の性格そのものが問わなければならぬであろう。<sup>(1)</sup> もう

一つは、原子力の平和利用と関連して、「廃棄物」として副産される「プルトニウムを原爆に用いようとする動きが、将来出てこないとは限らない、という問題に關する。「廃棄物」の兵器への転用は、経済上の計算としては、おそらく原発企業にとって非常な魅力となるであろう。そうした経済の圧力によつて、「持たず、作らざる」の大原則が破られる惧れは、決して小さくないと考えられる。この点でも、原子力利用に対する国民的監視の必要は、これからいつそう大きくなるといえよう。

(1) 七七年度現在で、米ソの戦略核戦力をみれば、ICBMは、米国が一〇五四基、ソ連が一五二七基。SLBMは、米国が五六基、ソ連が八四五基（防衛庁「日本の防衛」五二年版による。世界七八年六月号「世界の軍拠競争（国説）」によれば、ソ連の保有量は右より少し下まわっている）。SLBMを搭載する原子力潜水艦は、米国四一隻、ソ連六〇隻。戦略爆撃機は、米国四一四機、ソ連一四〇機。核弾頭は、米ソ合計で、一万二五〇〇個（この一〇年間で二・四倍の増加）となつてゐる。

(2) 「核」を中心とする新兵器体系は、宇宙から深海にわたつて、不斷の発展をとげており、しかも驚異の「新」兵器も、数年にして旧式化するという、嬉しい進歩スピードである。ここでは、そうした軍事技術の生み出しつつある「成果」については立ち入らない。さし当り、R. E. Lapp, The Weapons Culture, 1968 八木訳『兵器文化』、小山内宏『科学戦争』七〇年、等を

みよ。

(3) a その一例。「核戦争は、起らない。

核の第一撃を発射するものは、相手の第一撃を受けて、自らも亡ぶからである。海原治『日本列島守備隊論』七二年、三〇七頁。b — 防衛庁は当初から、核戦争は生じないという前提で、その防衛政策を立ててきた。今日でも、「米ソ両国は、核戦争又はそれに發展するおそれのある大規模な武力紛争を回避するであろう」（『日本の防衛』七七年版、五六頁）という情勢の「基調」——むろん、これも「不確定要素」で、変動しうることなどはしているけれども、——に立つて、防衛力を「構想」している。

(4) 田中慎次郎「核兵器で平和が保たれているか」世界六八年一号。田中は「このほか、大戦の回避が「よびさされた理性のはたらきによるものである」と、および「平和」が「日常的、非軍事的、民主主義的諸活動の廻転に支えられ」といること、が無視されていると指摘している。とくにこの後の一節は重要である。

(5) 日本の国民は、これまで核武装に対し、圧倒的多数が否定的意見を持つていた。最近の例として、読売新聞の調査結果（七八年四月）を引けば、七三・六%が「核兵器を持つことを望まない」と答え、「望む」という者は一〇・三%にとどまり、D・Kと無答も一六・一%と低く、この点では世論はきわめて明確だといえる。こういう事情を背景としてであろう、防衛庁も、「核兵器については、わが国は、政策として、持たず、作らず、持ち込まずの非核三原則を堅持して」いる（五一年度『防衛白書』）旨を明示している。

(6) 「日本はやがて核武装するであろう、

という警戒心は、東南アジア諸国につよく、これまで色々とした報道がなされた（例えば、インドネシアの有力紙コンパスの七六年一月二七日記事など）。同種の警戒はアメリカにもみられ、例えば同下院ソラーズ議員は、日本がすでに「毎年二〇〇発の核兵器を製造できるプルトニウムを生産している」と述べて注目された（七八年三月二一日、朝日）。ギャラップの本年三月の調査によると、六五%の米国民が日本は将来核武装すると考えており、そのうち三三%が五年以内、四六%が一〇年以内に、「そうなると見ている（毎日新聞）といわれる。同じ頃わが国で、巡航ミサイルや中性子爆弾でさえ、必ずしも憲法違反とはいえない」という見解が、衆院予算委（七八年二月一八日）で防衛局長から述べられ、類似の法制局見解とともに問題となつた。核武装への憲法的歴史がこれほどまでにはずされかけていく点に、注意しなければならない。

(7) 兵器性能の進歩の一例をあげると、アメリカが開発中のMX（地上移動ミサイルの一一種）は、米本土から発射しても命中誤差は數十メートルという正確さだといわれ（SIPRI報告）、巡航ミサイルも二〇〇キロトンの核弾頭をもち、一五〇〇マイルの遠方で航空機から発射されてから、超低空をとびつづけて目標から一〇〇フィート以内に当てることができる（タイム下掲）。半面でこうした兵器の生産費は、おそらく高額になり、B-1爆撃機は八五〇〇万ドル（B-29の二七機分以上）、XM戦車は一輛約七四万ドル（M-4戦車の三倍以上）、最新型のトライデント潜水艦になると九億

(8) R・A・フォークは、核軍縮を妨げる  
大国の「国家主義的論理」は、「国家体系  
のレベルでは理屈に合ってはいるだろう  
が、生物社会の秩序というレベルでは狂気  
としか言いようがない」として、R・J・  
リフトンの言葉を使って、ナショナリズム  
の「奇妙な狂気」と呼んでいる。リチャード・フォーク「全面核軍縮への道」世界七  
五年一二月号。もともと、フォークはこの  
中で、「国家体系の構造の、枠内においても、  
核のもう危険性をやわらげるような方法の  
存在する余地はある」とし、そこから更に  
進んで、「全面軍縮」および国家体系を超  
えた方向への「世界的改革」がめざされる  
べきだとしている。

(9) 大江健三郎が、「(われわれは)未来の  
核兵器戦争にたいする鋭く総合的な想像力  
をもたなければならぬ」(『核時代の想像力  
』七〇年、一一四頁)といった言葉は、  
とくに政治家と軍人に向けられるべきだと  
おもうが、一般国民も、核時代を生きのび  
ることは、「核兵器の悲惨にたいする想像  
力をもつことでなければならない」(同一  
二一頁)点を了承して、互いにそれを駆り  
たてていく必要がある。

(10) 沖縄等に核兵器が持ちこまれていると  
いった疑惑は、これまで問題とされてきた  
が、政府が査察を行なったことは一度もな  
い。

い。それどころか，在日米軍は核抜きといふ、核空母なども日本寄港の際は積み下ろしてくる。してきた政府答弁の虚構は、七四年のいわゆるラロック証言によつて打ち砕かれた形になつたが、政府はその後も、「正しい答えを国民には提出せしむ、居直りの姿勢をとつてゐる」（小山内宏『米ソ核戦略と日本の防衛』七五年、六五頁）。アメリカの核戦略のネットワークに組みこまれた日本の非自主的な地位が、こういふところにもよく現われているといえよう。

## 四 原子力統制の原理と方法

原子力行政と住民参加

うえに見てきたとおり、核兵器はもちらん、原子力の平和利用も、人間の理性の完全管理の下に服させなければならぬ。統制を逸脱した「核」は、自らを解放した人間に向かって、壊滅的な力を振うことになるからである。もつとも、統制の原理そのものは、すでに確立しているといつてもよい。核兵器については、わが国に関する限り、非核三原則の徹底によって一応の統制的は達成される。これに対して、平和利用としての原発については、学術会議が五四年に（「原子力に関する平和声明」）打ち出した、三原則がある。もともとこの原則には、「原子力が国家目的に奉仕せられ、（力

の政策の手段に使われ、そのために非民主的な運営が行なわれている世界の実情に対し、日本の自主性を守り、あくまで国民的立場から原子力の平和利用を進めていこうという決意」が表明されていた。<sup>(1a)</sup> 科学者たちの「初心」の狙いは、原子力の管理に必要な基本の条件を的確に探し当てていたといえる。そしてこの三原則はすぐに原子力基本法（五五年）第二条にとり入れられ、いわば実定法化されるに至った。残された問題はその実効性と現実化にある。

う。これについては、後（次節）で考察する。第二に、自主性の原則は、国内関係では主として、研究・開発における科学＝技術者の、とくに政治・行政・軍事・産業の方面からの独立と自律性を意味したであろう。原子力委員会の性格やあり方、原子力関係の学者や技術者の姿勢等は、この点で少なからず問題があるに思われる。第三に、上記の点とも関連して、民主性の原則が最大の焦点となる。ここが崩れたならば、原子力の真の統制は望みえなくなるからである。

ところが、現実には、右の「三原則」を貫けるような体制が、日本にはなかつた。①何よりも、かんじんの核燃料と技術を海外（アメリカ・カナダ等）におぐ外なかつたために、自主性および公開の原則を貫くことは困難になつたからである。しかし、燃料の海外依存は自然の条件でやむをえないにしても、廃棄物の再処理を含む諸技術のそれは、わが国の研究体制や原子力政策の問題であり、自主性の回復は今後の課題とされなければならない。②原子力利用の三原則が問題になるのは、国際的関係だけではない。原子力の効果的統制という点では、むしろ国内関係の方が一層重大である。第一に公開の原則は、研究・開発の技術面のみならず、原発の建設・運営等の実施面に広げて考えれば、民主的な統制の大前提であり、それが無視されることは、歯

どめのない危険な逸脱に導く原因にならう。これについては、後（次節）で考察する。第二に、自主性の原則は、国内関係では主として、研究・開発における科学・技術者の、とくに政治・行政・軍事・産業の方面からの独立と自律性を意味したであろう。原子力委員会の性格やあり方、原子力関係の学者や技術者の姿勢等は、この点で少なからず問題がありそうに思われる。第三に、上記の点とも関連して、民主性の原則が最大の焦点となる。これが崩れたならば、原子力の真の統制は望みえなくなるからである。

原子力基本法の第二条は、「原子力の研究、開発及び利用」が平和目的に限られ、かつ「民主的な運営の下に自主的に」なされるべきことを明示した。この規定は、憲法の前文・第九条および第一条に結びつくものである。ただ、民主性の原理は、平和目的ほど明瞭ではない。同法二条の前記の文言は、同四条に「原子力行政の民主的な運営を図る」ため、原子力委員会を置くと規定しているところからみて、ごく狭く解すれば「行政の民主的運営」——および国会による一般の統制——にとどまるようにも見える。一般にはもう少し広げて、学界・産業界・住民との「対話」が要求される、といつた程度に理解されてきたようである。すぐ後で述べるように、こうした狭いレベルにおいてさえも、民主性の原則

が実効的に行なわれてはいらないという批判がつよい。そうだとすると、「民主的運営」には、原発の影響を直接に受けるかもしれない地域住民が、もっと積極的に参加できるようなシステムが必要とされているというべきではなかろうか。原子力の問題は、高度に専門的な知識が必要だという理由で、住民参加は無意味だと考えるとしたら、これは大きな誤想である。学習の仕方によつては、「素人の住民達が基本問題について判断を下すに十分な知識を持つことは、決して難事ではないのである。<sup>(2)</sup>

原発の建設等について、より積極的な住民参加を必要とする理由は、いくつかある。第一に何よりも、これまでの原子力行政が甚だ非民主的であつて、このままでは住民の安全を守る点であまりにも心もとない、という実態がある。「むつ」の事故の扱い方を始め、原潜汚染に関するデーターねつ造事件などのように、国民の信頼感を根底から揺ぶるようなケースは、行政の欠陥を端的に示しており、住民の側からこういう病理を除去する方法が必要であることを立証した。

第二に、これまでの「開発の計画と実施が、政府と企業のペースで一方的に進められ、学界、産業界、地域住民との間の会話に著しく欠けている」と報告されているが、そういうやり方は、どうしても人間不在の行政に墮しやすい。のみな

らず、行政側が積極的に反対運動への妨害や圧力を加えることになると、行政の民主性は真正面から問題となろう。

第三に、右のような事態は民主主義の理念に反するだけでなく、原発の健全な発展じたを阻礙する。行政の独断に基づく住民との対話の欠如が、いかに大きな社会=経済的ロスを招くかは、「むつ」や「成田」の現実が示しているとおりである。

第四に、原発行政が、「大企業にゆきしてしまって電力業界のいうことをそのままやるのが行政だ」と見られるようないいえよう。少なくともそう見られる行政のありようを根本から反省するならば、その打開策として、重要な決定に住民の参加を組みこむ方法をとることによって、行政のあかしを示すことが必要となるであろう。——このように複合的観点からみて、原子力利用における住民参加の意義は、本格的に見直されなければならぬとおもう。

### 知る権利と原発へのアクセス

原子力行政の民主化という点でも、住民参加という点でも、その前提として国民の「知る権利」が充たされなければならない。必要な情報が適時に与えられないと、住民の判断は不可能だし、民主

的な対話も成功しえないのである。その点で「公開」の原則は——前述したようにノウ・ハウに関する国際的な制約はあるけれども——民主性のそれと不可分の関係にある。技術のコア部分に関する秘密は、対外関係で已むをえない場合があるにしても、住民の知るべき範囲については、十分な公開が行なわれるべきである。憲法二一条の表現の自由のコロラドとして、今日ほぼ確立したといえる

国民の「知る権利」は、原子力関係においてとくに重要な意味をもつことになる。この「公開」の原則は、しかし、行政側が不必要的秘密主義をとり、種々の事故などを姑息に隠蔽することによって、ひどく形骸化されてきた。先に引いた「むつ」の例などがそうであるように、不利なデーターをおし隠そうとする結果は、どのみち行政側にも企業（電力）側にもマイナスになるものだが、官僚的秘密主義は原子力関係には一きわ多いようと思われる。そこで「例えば、原子力発電炉の安全審査については、ただ結論が示されるだけで、詳しい審査内容について公開されたことがない」ということにならぬとおもう。

原子力行政の改革が問題になつてから、安全行政を推進するという見地から、安全委員会を設けて行政官庁の安全審査をダブルチェックするという方式が考へられたけれども、それだけで実効性のある審査体制が確立されるかどうか、疑念が持たれている。そういう不信の念を拂拭するためにも、前記の住民参加の方式を探り、公開原則を実行することが必要であろう。

こういう路線を進めるならば、その一環として、住民が原発等にアクセスする権利も一定の範囲で認められることにならう。もっとも、原発へのアクセス権といふところまで認められるには、大きな障害がある。核燃料と放射能を持つ廃棄物の管理は、嚴重な規律の下で行なわれないと、種々の事故や禍害のもとになるからである。プルトニウムや濃縮ウランが、少量ずつでも盗まれたり、なからずテロリスト達に奪取（いわゆる核ジヤック）されたりすることになると、猛毒物の撒布あるいは原子力爆弾の製造などによって、社会は重大な脅威にさらさられる。大規模な原発が各所に建設されようになると、核ジヤックなどが生ずる可能性も自ら増大する。<sup>(3)</sup>これも一種の文明のパラドックスにちがいないが、原発の場合、他のどんな産業分野にもまして、この種の攻撃に対する安全性の確保が必要になつてくる。

しかしながら、特殊な脆弱性をもつ原発を完全に防御することは、容易ではない。それどころか、「プルトニウムの安全保障をしようとする少しでも意味のある試みは、国を軍事国家に変えるおそれがある」とさえいわれる。かつて

アメリカで、原子力政策を支配していたAECが、「安全保障」という名の下で、原子力の研究・開発等の施設で働く全職員の「忠誠審査」を行なつたことは、有名な事実であるが、原発等の完全管理は、人々の思想をも含む全面統制にまで及ばないとも限らない。原発は、(二)で、もう一つのパラドックスを生むことになる。原発の抱える社会的不安全さを力によつて防護しようとする、憲法的自由を脅かすような管理社会に陥るかもしれない、という矛盾である。

おそらく、これは、先に見てきた技術的安全性の問題とともに、原子力利用に宿命的につきまとつ、厄介な難問であろう。これを解決するには、武装装置や忠誠審査では不可能であり、国民全体の積極的なコンセンサスと、原発を狙うテロリスト達が生じないような政治社会の健 康さが、必要だとおもわれる。この最後の点を言い換えれば、平和な民主国家の存立、わが国でいえば民主憲法の具現化こそ、原子力の時代を前向きに進める基本の条件になる、ということに外ならない。

(1) 川上幸一『原子力の政治経済学』七四年、二六八—九頁。とくに、「濃縮ウラン路線の決定」以後、「事」とにアメリカの政策待ちという受動的立場に陥つてしまい、「日本が今日まで、アメリカの政策展開……から独立して、自主的に方針や計画

を決定した事例は、軽水炉に関してはほとんど見当らない」(同一[七]頁)、といわれる。

(2) 私じしん、公害反対の運動をくり広げた地域住民が、驚くほど高度の知識を有した事例を、一度ならず体験している。時には企業側の技術者や行政官を問いつめるほどの学習をした例も聞いている。各国で生じている原発阻止運動の多くも、単なる情動的な反対ではなく、専門家との協同もあって、相当に高度の知識と意識をもつた人々によって推進されているようである。「全世界の原発反対運動」前掲『原子力発電の危険性』、一二三四頁以下参照。

(3) 三宅・中島編、前掲「どう考えるか」、a—一二八頁。b—そのいくつかの事例、同前一一六頁以下参照。その一例として、柏崎では「県が〈原子力ニュース〉なる安全性宣伝「辺倒の出版物を発行し」、市では「公開討論会の拒否、反対署名への露骨な干渉、集会への民主的科学者の派遣の妨害、高校教師の活動家に対する教育委員会の圧力」などが行なわれた(同一一八頁)といわれる。

(4) 中島『現代と原子力』、一五六頁。——原子力に限らないが、国家と資本との契合は、資料・技術等の面で、国際的な政治と経済の関係を考慮に入れて見なければならない。ただし、本論ではこの側面の考察は省略せざるを得ない。これについては、川上・前掲および柿崎紀男『国際原子力戦争』七八年を参照せよ。

(5) 三宅・中島編、上掲、二八頁(三宅論文)。なお、同書の小野周論文も、「安全専門審査会そのものが完全に秘密のペールに覆われている」等の指摘をしている(同)

七三頁以下参照)。

(6) マサチユーセツ工科大学のある学生が、原子爆弾の設計をすることができたというニュース(七五年三月)、あるいは英大衆紙デーリー・エクスプレスが、素人でも核爆発装置ができると警告したこと(七年五月)などによって、テログroupeなどの学習をした例も聞いている。各国で生じている原発阻止運動の多くも、単なる情動的な反対ではなく、専門家との協同もあって、相当に高度の知識と意識をもつた人々によって推進されているようである。

「全世界の原発反対運動」前掲『原子力発電の危険性』、一二三四頁以下参照。

(7) M・C・オルソンの前掲訳書、一二一一頁以下を参照。これによると、例えばラルフ・ネーダーは、二〇〇〇年までに原発産業防護のために「百万人が配置されることになるであろう」と推定し、また批判派の一人D・コメイは、嚴重な安全保障のために、「特別の」国家警察隊の創設が必要となるであろう」と見るなど、多くの悲観的見方が出ているという。

(8) 『原子力戦争』(七六年)というドキュメント風の小説の中で、田原総一郎は、主人公に次のように語らせている。「ブルトニウム、死の灰汁など処理できない危険物をおびだしく保有しながら、サボタージュ、襲撃など、あらゆる人為的な事故をも完全に阻止できる安全社会とは、すなわち超管理社会、超警察国家なのではないか」と(二六五頁以下)。これは、SFにおける笑い話ではなく、相當に現実味を帶びた問題だといえよう。

(9) この拙稿で触れたかった、もう一つの政治・軍事上の問題として、多数の原発が

作られるとき、ただでさえ軍事地勢的に脆弱な日本は、決定的に戦争不可能になることが指摘されねばならないだろう。各地におびただしい原発をもつてからは、一寸した攻撃でも自動的に核攻撃を受けるに等しい結果になる以上、憲法九条を厳格に守るより外に、生き残る途はなくなるのである。原発推進論者は、前提としてまず、憲法九条の絶対平和主義に徹するという立場を表明してから、自己の主張を述べるべきであろう。平和主義を欠いた原子力政策は、少なくも日本では絶対に成立しないからである。

## 五 結びに代えて

原子力の解放は、人類の歴史に全く新しい局面をもたらした。人間の技術が開いた扉の向うには、豊かな福利の期待と破滅の恐怖とが共在する、未知の未来が待っていた。しかし、一たび開けられた科学の扉は、もはや閉ざすことはできない性質のものである。人類は、自分が呼びだした核という怪物を、アラジンのランプの中に閉じこめるような、魔法の呪文を持っていない。それどころか、「核の時代」の開幕から僅か半世紀もたない間に、核をめぐる諸技術は凄じい進歩を遂げ、それじたい人類の運命を握るほどの魔力を持つモンスターになってしまったのである。軍事をはじめ、政治・経済・社会の万般にわたって、重大な影響

力を振い始めた原子力に対し、今や人間の脳髄は——これをコントロールするどころか、逆に——その強化にひたすら奉仕するという、悲劇的な状態にはまり込んでいるように見える。

悪いことに、こうした「核の時代」は同時に、過剰な人口と過少の資源のギャップが深刻化する。「エネルギー戦争」の時代と重なりあうものであつた。平戦両面における核の発展が、資源をめぐる緊張関係と深く関わっていることは、前見てきたような危険を比例級数的に高めていく可能性がある。私は、エネルギー問題の解決ということだけに限れば、安全性の保障の下で原発政策を進めることに反対はしない。しかし、その背景に、人類全体を包む大きな問題が相互に絡みあつてることを考えると、同時にそれらの全関連における解決策を並行的に考察することが是非とも必要であり、そうした解決の原理を樹立しないでは、部分解決は無意味もしくはマイナスになるとおもう。

\* \* \*

資源の配分をめぐる紛争は、これまで多くの戦争をひき起してきてきたが、核兵器の使用もしくはその脅迫は、これらとの「資源戦争」に多大な影響を持つことになろう。その予測はまた、核兵器の拡散を促し、新しい恐怖を作り出し、その結果思わずする戦争を惹き起すかも知

れない。そういう破局が避けえたとしても、エネルギー需要の圧力は、原発を乱立させて、地球環境を変えるものとなる見込みは非常に大きい。平時戦時どちらにしても巨大な原子力のインパクトは、不可避であり、またその何れも国家を中心とした人間集団の欲求と行動様式によって、たえず強化・拡大されていくことは、ほぼ確実に見とされるだろう。核およびその技術の推進が抑制しがたいのは、それがまさに外ならぬ人間の欲求や（国家という）集団エゴイズムに深く根ざしているからである。この意味で核の問題は、人類の技術というだけに止まらず、人間そのもののあり方の問題である。

現代において人類は、自らの生みだした公害その他の人為的所産によって、自らの生活基盤を危くするという自己矛盾を深めているけれども、この種の「文明の逆説」の中で、核エネルギーの開発は、最も重く大きい問題を課するものである。深刻な「資源戦争」と深く絡みあつた原子力問題の根本的な解決には、先に述べた諸原則からさらに進んで、人口・資源・エネルギー・公害等に関する地球大の計画が必要となる。資源獲得の競争の主体として、各国家がパワー・ポリティックスを握る現状の下では、そうした世界計画はむろん不可能であり、逆に最悪の場合には核兵器行使する本格的な戦争に突入する惧れの方が大きい。破局

につながるそういう道を回避して、究極的な解決に到達するためには、これまでの主権国家中心の国際関係から、世界的に公正な配分を可能にする新しい国際秩序に移行していく志向と、そのための努力が必要である。

右のような諸問題を解決する根本的な方向として、私は、ローマ・クラブの第三リポートでJ・ティンバーゲンたちが、「新国際秩序の確立」を提倡したことに、原理的に賛意を表する。国家エゴイズムが衝突しあう現状で、この目標に到達することは、恐らく望み薄いようと思われる。しかし、憲法上、新しい公正な国際秩序に最も近い位置にいるのは、憲法九条を持ち、積極的な国際主義に立つ日本などといつてもよいであろう。実際に上は日米安保条約によってアメリカの核の傘の下にあり、かつ保守政権が支配しているわが国が、そうした目標にひた走るとは考えられないけれども、憲法の示す原理的方向は、日常の場で絶えず確認されなければならない。「核」の難問の解決も、恐らくこの道の選択以外には求められないからである。

「あとがき」 結びで触れた「新しい国際秩序」と主権国家との関係について、一章を設けて考察する予定であったが、紙面と時間がつきて果たせなかつた。他日の機会を得たいとおもう。」